筑 前 町 障 が い 者 計 画

平成２９年３月

筑　前　町

はじめに

平成 26 年1月、我が国は障害者権利条約の批准・締結を行いました。これを機に、「障害者基本法」の改正、「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」、「障害者優先調達推進法」の施行、「障害者雇用促進法」の一部改正、「障害者差別解消法」の施行と、障がい者を取り巻く法制度が整備されています。

本町におきましても、これらの条約、法律の理念に基づき、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「互いに理解し 支え合い ともに生きる」を基本理念とした計画の実現に向け、取組を進めてまいりますので、皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、アンケート調査やヒアリング調査にご協力くださいました町民や関係者の皆様をはじめとして、熱心にご議論いただきました筑前町障害福祉推進計画策定委員会委員の皆様、計画の策定にあたり、貴重なご意見や多大なご協力をいただきました皆様方に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成２９年３月

筑前町長　田頭　喜久己

目　次

第１章　計画の概要 1
１．計画策定の背景と趣旨 1
２．計画の位置付けと期間 1
３．計画の策定体制 2
１　アンケート調査の実施 2
２　策定委員会の設置 2
３　パブリックコメント 2
４．「筑前町障害福祉計画」（平成 19 年３月）の総括 3
１　「安心」地域で安心して生活するために 3
２　「自立」自分らしく生きるために 6
３　「交流」ともに支え合い、いきいきと暮らすために 7
５．計画の理念と計画体系 9
１　基本理念 9
２　計画の体系 9
第２章　筑前町の現状 11
１．人口の動向 11
１　人口構造 11
２　年齢３区分別人口の推移 12
２．身体障がい者の状況 13
３．知的障がい者の状況 14
４．精神障がい者の状況 14
第３章　具体的な施策 15
１．生活支援のための環境づくり 15
１　相談支援体制の充実 17
２　適切な障がい福祉サービスの提供 18
３　ケアマネジメント体制の充実 19
４　ボランティア活動の育成・支援 19
５　居住支援の充実 20
２．保健・医療の充実 21

１　疾病等の予防と、早期発見・早期治療 21
２　障がい者のための保健・医療・リハビリテーションの充実 22
３．教育の充実、文化芸術活動・スポーツ等の振興 23
１　療育、教育相談、教育支援体制の充実 24
２　インクルーシブ教育システムの構築 25
３　スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実 26
４．雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援 27
１　障がい者のための総合的な就労支援 29
２　障がい者雇用に対する理解の促進 30
３　経済的自立の支援 30
５．安全・安心な暮らしが実感できる生活の確保 31
１　障がい者に配慮した防災・防犯対策の推進 33
２　消費者としての障がい者の保護の推進 34
３　バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進 35
６．情報化の促進とコミュニケーションの支援 36
１　情報提供の充実 38
２　交流・ふれあいの場の充実 38
３　外出・移動支援の充実 39
７．差別の解消及び権利擁護の推進 40
１　啓発・広報活動の推進 41
２　人権教育・福祉学習や交流学習の推進 42
３　障がいを理由とする差別解消の推進 42
４　権利擁護の推進 42
第４章　計画の推進体制 43
１．関係機関等との連携 43
２．計画の進捗管理 43
資料編 45
１．筑前町障害者福祉推進計画策定委員会設置要綱 45
２．筑前町障害者福祉推進計画策定委員会委員名簿 46

第１章　計画の概要

本計画における「障害」の「害」の字の表記について

「害」の字は、否定的で負のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見もあります。そこで、本計画においては、原則として「障がい」と表記しています。

ただし、法令や条例等で使われている用語、団体の名称及び固有名詞については、「障害」とそのまま漢字表記をしています。

第１章　計画の概要

１．計画策定の背景と趣旨

平成26年1月、我が国は障害者権利条約の批准・締結を行いました。この条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする、障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成23年には障害者基本法の改正、平成24年には障害者自立支援法に代わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の制定を行いました。これにより、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明示され、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実等の新しい内容が示されました。

障がい者の人権に関しては、平成 23 年の障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に続き、平成 25 年には改正障害者基本法第４条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が制定されました。

また、国、地方公共団体、独立行政法人が障がい者のかかわる製品やサービスを優先的に購入するように義務付けた、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が平成25年4月に施行されました。この法律では、障がい者の自立に向けた生活支援を目的とし、公的機関が優先的に障害者就労施設等からの物品やサービスの調達を進めるために必要な措置を定めています。

近年の法律の改正や障がい者を巡る社会状況の変化を受け、平成19年3月に策定した「筑前町障害福祉計画」を見直し、計画に基づく取組の現状と残された課題を検証しつつ、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題に対応した、「筑前町障がい者計画」を策定しました。

２．計画の位置付けと期間

本計画は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく障がい者のための計画です。保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発、広報等に関する基本的な事項を定める中長期の計画になります。障がい者福祉に関する総合的な計画として、国や県の指針、本町の保健福祉分野における各計画とも整合性を図りつつ策定しました。

また、発達障害者支援法に基づき、市町村は、発達障がいの早期発見、早期の発達支援、保育、教育、就労支援、地域での生活支援、家族への相談支援等の責務を有しており、障害者基本法の改正においても発達障がい者が障がい者に含まれることが明示されたことから、本計画は、発達障がい者の支援に関する計画としても位置付けます。

なお、計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

３．計画の策定体制

１　アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者の生活実態や行政に対する要望を把握するために、障がい者に対するアンケート調査を実施しました。

- 調査地域　筑前町全域
- 調査対象　身体障がい者:身体障害者手帳を所持されている方
  ※ ただし、65 歳未満の方、65 歳以上でストマ、肝臓、視覚障がい、聴覚障がいの方、
  知的障がい者:療育手帳を所持されている方
  精神障がい者:精神障害者保健福祉手帳を所持されている方
  自立支援医療(精神通院医療)を所持されている方
- 配 付 数　906 人
- 調査方法　郵送による配布・回収
- 調査期間　平成 28 年6月 14 日～平成 28 年7月 20 日

	件　数	割　合
配　付　数	906 通	100.0%
回　収　数 （有効回収数）	459 通 （456 通）	回　収　率 50.7% （有効回収率 50.3%）

２　策定委員会の設置

計画案を検討するため、「筑前町障害者福祉推進計画策定委員会」を設置し、協議を行いました。策定委員会では、事務局にて作成された計画案について2回審議しました。

３　パブリックコメント

本計画の策定にあたっては、町民の意見を広く聴取するため、パブリックコメントを平成28年12月から平成29年1月にかけて実施しました。

４.「筑前町障害福祉計画」（平成 19 年３月）※の総括

１　「安心」地域で安心して生活するために

（１）地域生活支援及びサービスの提供

障がい者の多くは配偶者や親、子ども等の家族や親族に介助されており、介助で重要な役割を担っているのは家族であることは間違いありません。そのことは、介助者の負担感につながっているとも考えられます。

アンケート調査結果からも、このまま介助することができるのか、自身の健康や将来の見通しに強い不安を感じている介助者の現状がうかがえます。

本町では、「地域生活支援及びサービスの提供」、「生活環境」、「保健・医療」、「情報提供・相談支援体制」の4項目を通じ、下記に挙げる取組を実施してきました。今後も、障がいのある人やその家族が町のサービスを利用することによって、負担感が少しでも軽減し、地域で安心して生活できるようにしていきます。

図表 1　実施した主な事業・施策

１）地域生活支援・サービスの充実
- ①在宅福祉サービスの充実
- ②多様な日中活動の場づくり
- ③地域生活支援事業の推進
- ④居住支援サービスの充実

２）ケアマネジメント体制の充実
- ①ケアマネジメント体制の整備
- ②サービス利用計画の活用

３）権利擁護の推進
- ①成年後見制度の充実
- ②福祉サービス利用援助事業の推進

４）日常生活における支援
- ①経済的負担の軽減
- ②各種手当の周知

※「筑前町障害福祉計画」（平成 19 年３月）：障害者基本法第 11 条第３項に基づく市町村障害者計画と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条第１項に基づく市町村障害福祉計画を一体的に策定した計画。このうち、市町村障害者計画の計画期間が平成 28 年度末で終了するため、計画を見直し、「筑前町障がい者計画」とした。なお、市町村障害福祉計画については、平成 27 年３月に第４期計画を策定済み（計画期間は平成 27 年４月～平成 30 年３月）。

（２）生活環境

地震や台風等の災害に対し住民は強い不安と危機感を持っています。特に、障がい者は災害時において配慮が必要です。避難する時はもちろん、避難所での生活に際しても、一人ひとりの障がいや、疾病の状況に応じて配慮が必要です。

アンケート調査結果からは、地震等の災害時に一人で避難できないと回答した障がい者が多く、また、避難先を知らないと回答した障がい者もほぼ半数いる等の現状が見て取れます。

本町では、「安心・安全の環境づくり」「住宅環境の充実」「防犯・防災体制の充実」の3項目を通じ下記に挙げる取組を実施してきましたが、町民の不安感、危機感がこれまでになく高まっている現在、災害に対する備えを町ぐるみで取り組む大きな機会であるとの認識に立ち、障がい者に対する施策の推進を積極的に行っていく必要があります。

防災だけではなく、防犯や環境整備等、障がい者を巡る生活環境についても、今後も継続して取組を推進していきます。

図表 2　実施した主な事業・施策

１）安心・安全の環境づくり
- ①ユニバーサルデザインの普及・啓発
- ②公共施設・設備の整備・改善
- ③道路環境の整備・改善
- ④ふくおか・まごころ駐車場の確保

２）住宅環境の充実
- ①居住支援の充実
- ②公営住宅の整備・活用

３）防犯・防災体制の充実
- ①防犯対策の推進
- ②防災対策の推進

（３）保健・医療

町では、「総合的な健康づくりの推進」「保健活動の推進」「医療・リハビリテーション体制の充実」の3項目を通じ下記に挙げる取組を実施してきました。今後も関係機関、関連部署等と連携し、取組を継続していきます。

図表 3　実施した主な事業・施策

１）総合的な健康づくりの推進
　　①健康づくり支援体制の充実
　　②障害の早期発見・早期療育体制の充実
　　③精神保健福祉施策の推進

２）保健活動の推進
　　①保健指導の充実
　　②各種検診の充実
　　③人材の育成

３）医療・リハビリテーション体制の充実
　　①医療体制の整備
　　②リハビリテーション体制の充実

（４）情報提供・相談支援体制

福祉施策に関する情報の入手方法として最も利用されているのは町の広報誌やホームページですが、携帯電話やメール、インターネットの利用率も高まっており、情報提供のあり方を工夫していく必要があります。

町では、「情報提供の充実」「相談支援体制の充実」の2項目を通じ次頁に挙げる取組を実施してきましたが、障がい種別や程度によって事情が異なることから、情報格差が生じないよう、慎重に、かつ、より効果的な施策の推進を行っていく必要があります。

困った時に相談する先は、家族等、身近な存在がその役割を担っていることが多いという現状があります。しかし、今後、家族の高齢化等によって頼れる存在がいなくなる可能性も高まることが想定されます。そのような状況になった場合でも、障がい者が地域で孤立しないよう、相談支援を一層充実していきます。

図表 4　実施した主な事業・施策

１）情報提供の充実
　　①広報媒体を活用した情報提供
　　②説明会や研修会の実施

２）相談支援体制の充実
　　①身近な相談機会の充実
　　②相談支援事業の充実
　　③地域自立支援協議会の運営・充実
　　④地域活動支援センターの充実
　　⑤民生委員・児童委員の相談活動の充実
　　⑥身体障害者相談員・知的障害者相談員活動との連携
　　⑦関係機関との連携強化
　　⑧人材の育成

２　「自立」自分らしく生きるために

（１）教育・育成

我が子の成長期に障がいの疑いがあると伝えられた時の不安や心配、障がいを受け入れるまでの葛藤に加え、なかなか周囲に理解してもらえないことによる孤独感や日々の介助疲れ等もあり、障がい児の保護者は特に手助けが必要となる場面が多いと考えられます。

町では、「教育環境の充実」「関係機関の連携」の2項目を通じ下記に挙げる取組を実施してきましたが、今後も、障がい児の保護者の気持ちに立ち、障がいや障がい児を周囲の理解が得られるよう啓発に努めるとともに、障がい児の保護者を支援し見守っていきます。

図表 5　実施した主な事業・施策

１）教育環境の充実
　　①地域教育の推進
　　②教育体制の充実
　　③就学相談・進路指導の充実
　　④障害児保育及び教育の場の確保
　　⑤一時預かり体制の充実

２）関係機関の連携
　　①協力・連携体制の充実
　　②特別支援教育の推進

（２）雇用・就業

仕事に対する意識はそれぞれ異なりますが、障がい者の就労したいという気持ちを実現できるよう、町では「雇用の促進」「総合的な就労支援の推進」の2項目を通じ下記に挙げる取組を実施してきました。アンケート調査によると、町の障がい者の就労割合は44.5%となっていますが、この数字には福祉的就労も含まれており、収入面での悩み、困りごとを挙げる障がい者が多い状況です。このような現状を踏まえ、より効果的な施策の推進を引き続き行っていきます。

図表 6　実施した主な事業・施策

１）雇用の促進
　①障がい福祉サービスによる就労支援の推進
　②雇用機会の提供

２）総合的な就労支援の推進
　①相談・助言体制の充実
　②各種助成制度の普及・啓発
　③福祉的就労の充実

３　「交流」ともに支え合い、いきいきと暮らすために

（１）啓発・広報及び理解の促進

障がい者に対する差別や偏見は、完全に無くなっているわけではありません。アンケート調査でも、障がい者の3人に2人は何らかの差別や偏見を感じている現状が見て取れます。町では、「理解・啓発活動の推進」「学校や地域における福祉教育の推進」の2項目を通じ下記に挙げる取組を実施してきました。障がい者に対する啓発や広報活動は継続的に推進していく必要があることから、今後もあらゆる機会を通じ取り組んでいきます。

図表 7　実施した主な事業・施策

１）理解・啓発活動の推進
　①広報媒体を活用した理解・啓発の推進
　②障害者週間・人権週間における啓発・広報活動の実施

２）学校や地域における福祉教育の推進
　①学校における福祉教育の充実
　②各種講座・学習会の開催
　③体験学習の推進

（２）地域参加・生きがいづくり

障がい者が地域に参加することによって交流が生まれ、それが障がいや障がい者に対する理解にもつながります。町では、「スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実」「交流・ふれあいの場の充実」「外出・移動支援の充実」「ボランティア活動の育成・支援」の4項目を通じ下記に挙げる取組を実施してきました。今後も、障がい者が地域活動へ参加しやすいよう配慮するとともに、障がい者の生きがいづくりに資するよう各種取組を行っていきます。

図表 8　実施した主な事業・施策

１）スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実
- ①スポーツ・文化活動の充実
- ②人材の育成
- ③施設の利用促進

２）交流・ふれあいの場の充実
- ①地域における交流機会の充実
- ②ふれあいの場の充実
- ③障害者諸団体の活動支援

３）外出・移動支援の充実
- ①外出支援サービスの充実
- ②聴覚及び音声・言語機能障がいのある人への外出支援
- ③移動支援サービスの利便性の確保
- ④公共交通機関などの利便性の確保

４）ボランティア活動の育成・支援
- ①ボランティアの育成支援
- ②ボランティア活動への支援

５．計画の理念と計画体系

１　基本理念

互いに理解し 支え合い ともに生きる

障がいの有無に関わらず、すべての人が安心していきいきと生活し、地域とのつながりや、あたたかいふれあいの中で、地域社会の一員として、自分らしい生活が自らの意思で選択できるような社会の実現を目指します。

そのためには、すべての障がいのある人について、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること、そして社会を構成する一員として社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることを基本理念とし、障がいのある人の主体性、自立性の確保の実現を目指し、様々な支援を進めていくことが必要となります。

本計画を町民全員の計画と位置付け、住み慣れた地域でともに生活し、社会に参加できるまちづくりを目指します。

２　計画の体系

１．生活支援のための環境づくり

1　相談支援体制の充実
2　適切な障がい福祉サービスの提供
3　ケアマネジメント体制の充実
4　ボランティア活動の育成・支援
5　居住支援の充実

２．保健・医療の充実

1　疾病等の予防と、早期発見・早期治療
2　障がい者のための保健・医療・リハビリテーションの充実

３．教育の充実、文化芸術活動・スポーツ等の振興

１　療育、教育相談、教育支援体制の充実
２　インクルーシブ教育システムの構築
３　スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

４．雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援

１　障がい者のための総合的な就労支援
２　障がい者雇用に対する理解の促進
３　経済的自立の支援

５．安全・安心な暮らしが実感できる生活の確保

１　障がい者に配慮した防災・防犯対策の推進
２　消費者としての障がい者の保護の推進
３　バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

６．情報化の促進とコミュニケーションの支援

１　情報提供の充実
２　交流・ふれあいの場の充実
３　外出・移動支援の充実

７．差別の解消及び権利擁護の推進

１　啓発・広報活動の推進
２　人権教育・福祉学習や交流学習の推進
３　障がいを理由とする差別解消の推進
４　権利擁護の推進

第２章　筑前町の現状

第２章　筑前町の現状

１．人口の動向

１　人口構造

総人口は平成 28 年3月 31 日現在、29,526 人であり、うち、男性は 14,077 人、女性は 15,449 人となっています。そのうち、高齢者の人口は8,135 人となっており、総人口に対する高齢者の割合（高齢化率）は 27.6%となっています。高齢化率は男性（24.3%）よりも女性（30.6%）の方が高くなっています。

人口ピラミッドを見ると、最も人口の多い階層は 65～69 歳であり、2,688 人となっています。

図表 9　人口ピラミッド

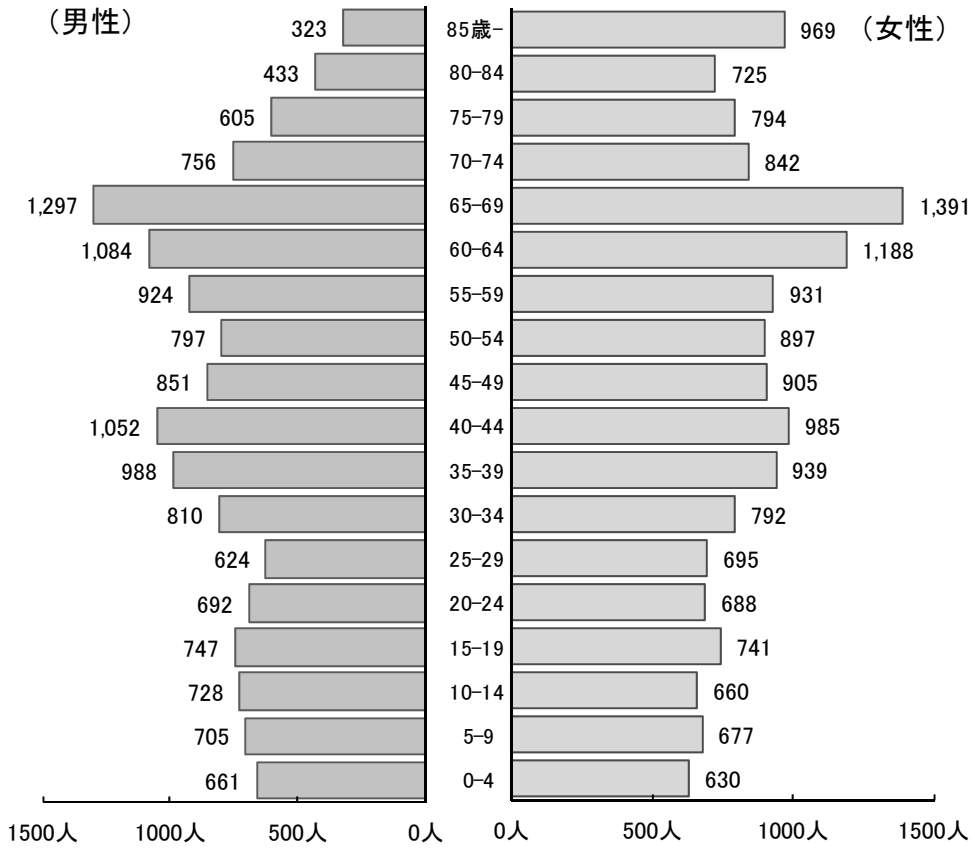

資料：住民基本台帳　　平成 28 年３月 31 日現在

2　年齢３区分別人口の推移

総人口は平成2年以降、おおむね増加傾向にあります。平成 27 年度の人口は平成2年度と比べて 20.2%増加しています。

図表 10　年齢３区分人口の推移

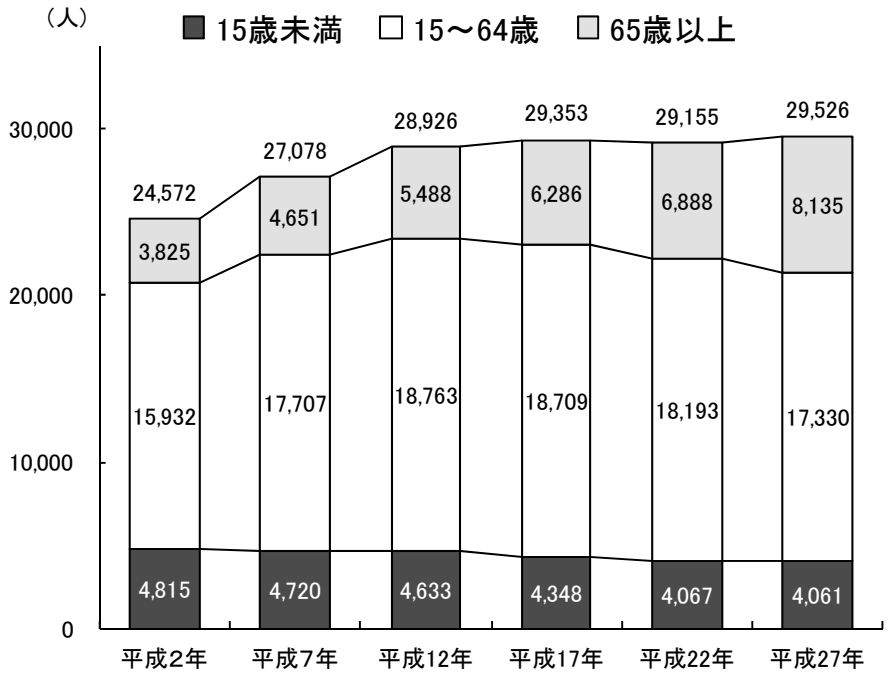

資料：国勢調査　　各年 10 月 1 日現在

※平成 27 年度は住民基本台帳（３月末）

図表 11　年齢３区分別構成比

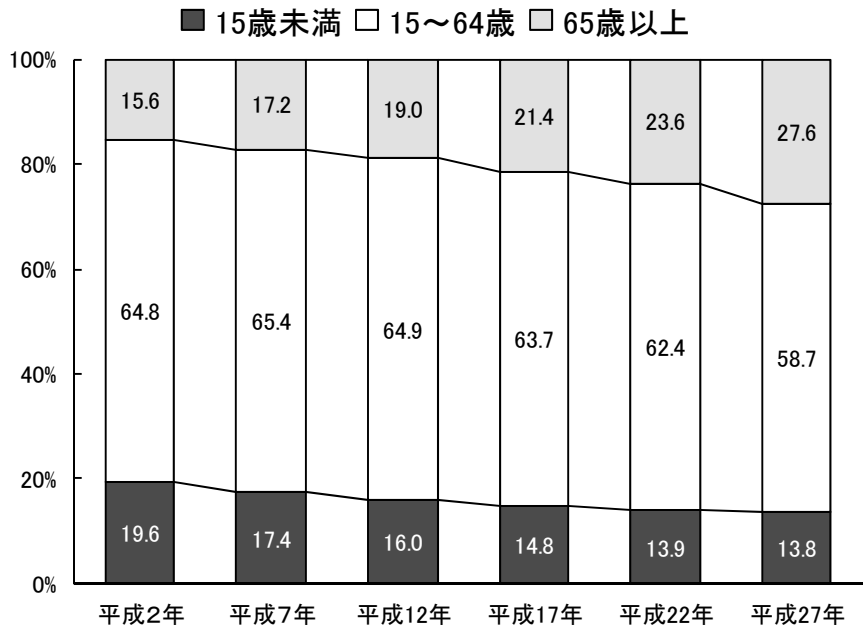

資料：国勢調査　　各年 10 月 1 日現在

※平成 27 年度は住民基本台帳（３月末）

２．身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移は図表 12 に示すとおりで、平成 23 年度以降、ほぼ横ばい傾向にあります。うち、重度者（1、2級）の割合は 46.6％（平成 27 年度）であり、全体のほぼ半数となっています。

身体障害者手帳所持者数は、平成 27 年度末現在 1,419 人となっており、そのうち、65 歳以上の高齢者が 1,026 人で全体の 72.3％を占めています。総人口に占める身体障がい者の割合は 4.81％となっています。

障がい種別に見ると、肢体不自由が 796 人（56.1％）と最も多く、次いで内部障がいが 402 人（28.3％）となっています（図表 14）。

図表 12　等級別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1級	423	439	437	444	459
2級	233	237	231	211	202
3級	195	206	203	203	199
4級	329	348	362	356	336
5級	119	119	124	123	119
6級	113	112	110	107	104
合計	1,412	1,461	1,467	1,444	1,419

図表 13　年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

区　分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
18歳未満	29	33	31	28	26
18～64歳	438	418	399	379	367
65歳以上	945	1,010	1,037	1,037	1,026
合計	1,412	1,461	1,467	1,444	1,419

図表 14　障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

障害種別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
視覚障害	110	118	113	105	93
聴覚･平衡機能障害	114	114	114	113	113
音声･言語障害	18	19	17	18	15
肢体不自由	819	841	845	815	796
内部障害	351	369	378	393	402
合　計	1,412	1,461	1,467	1,444	1,419

各年度末現在

３．知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は、平成 27 年度末現在 207 人となっており、増加傾向にあります。障がい程度別に見ると、平成 27 年度では、A判定が 108 人（52.2％）、B判定が 99 人（47.8％）とほぼ同数ですが、B判定は5年間で 43.5％増加しています。

年齢階層別に見ると、18 歳未満と 18 歳以上の手帳所持者数はどちらも増加傾向にありますが、特に増加しているのは 18 歳未満となっています。平成 27 年度末現在、総人口に占める知的障がい者の割合は 0.70％となっています。

図表 15　障がい程度別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区　分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
A判定	107	107	108	109	108
B判定	69	76	79	86	99
合　計	176	183	187	195	207

各年度末現在

図表 16　年齢階層別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区　分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
18歳未満	43	45	46	48	52
18歳以上	133	138	141	147	155
合　計	176	183	187	195	207

各年度末現在

４．精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 20 年度以降増加傾向にあり、平成 26 年度末現在 124 人となっています。障がいの等級別に見ると2級が最も多く、全体の 62.1％を占めています（平成 26 年度）。平成 26 年度末現在、総人口に占める精神障がい者の割合は 0.42％となっています。

図表 17　等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位：人）

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
１級	3	2	4	4	6	8	9
２級	41	47	54	60	62	62	77
３級	23	19	16	18	34	42	38
合 計	67	68	74	82	102	112	124

各年度末現在

第３章　具体的な施策

第３章　具体的な施策

１．生活支援のための環境づくり

障がいのある人が感じる悩みや不安は、障がいの種別や程度、社会状況、年齢等、様々な要因によって異なりますが、障がい者ごとに異なる諸課題を身近に、気軽に相談でき、適切な助言を受けられるようにすることがなにより大切であると考えています。

アンケート調査結果から、配偶者や親、子ども等、家族や親族に介助されている障がい者が多いことが分かります。介助者が今後高齢化していくことで、介助の負担感は今後ますます高まることが想定されます。関係機関・団体ヒアリング結果からも、身近な介助者がいなくなった後の生活に対する不安の声が家族から挙がっているという意見が寄せられました。アンケート調査結果からも、障がい者を介助する人が困っていることとして最も多く挙げられていたのは、「自分自身の健康が不安」(35.2%)であり、介助者の将来に対する不安は大きいものと考えられます。同時に、障がい者自身も、今後、家族との死別等で介助する人がいなくなってしまうのではとの不安があると考えられます。

図表 18　主な介助者

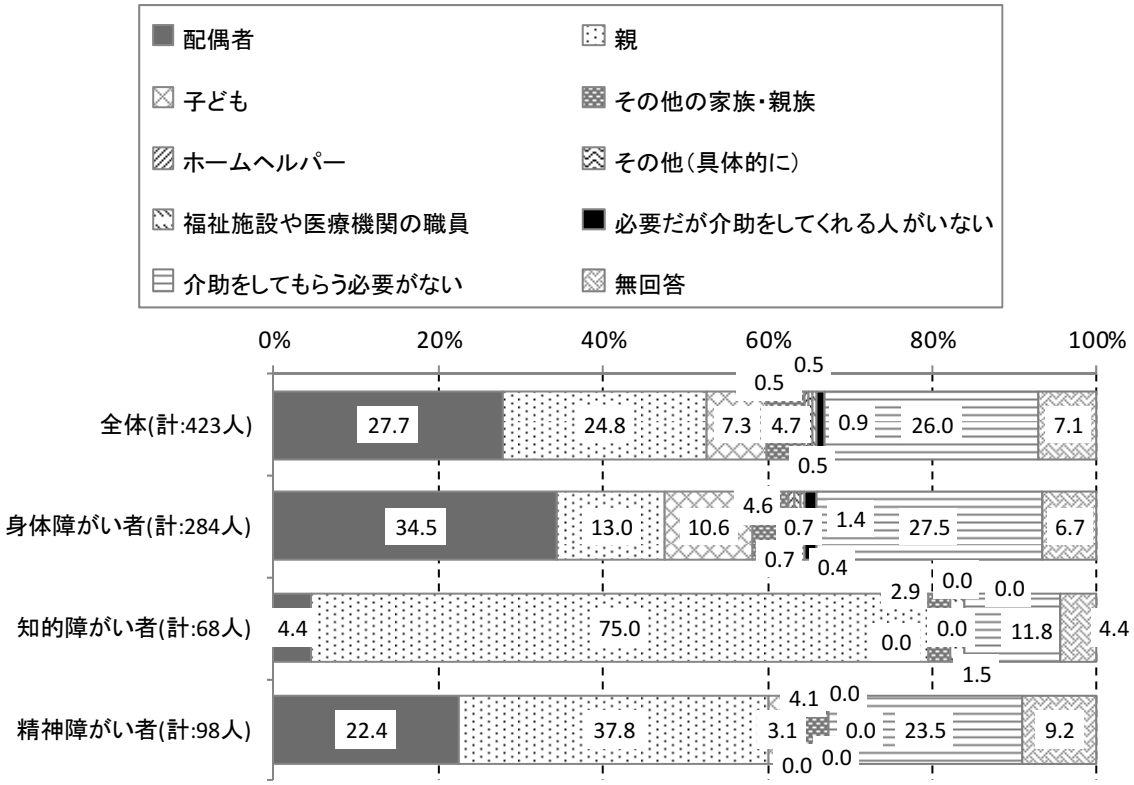

資料：アンケート調査　　平成 28 年度

図表 19　介助者が困っていること

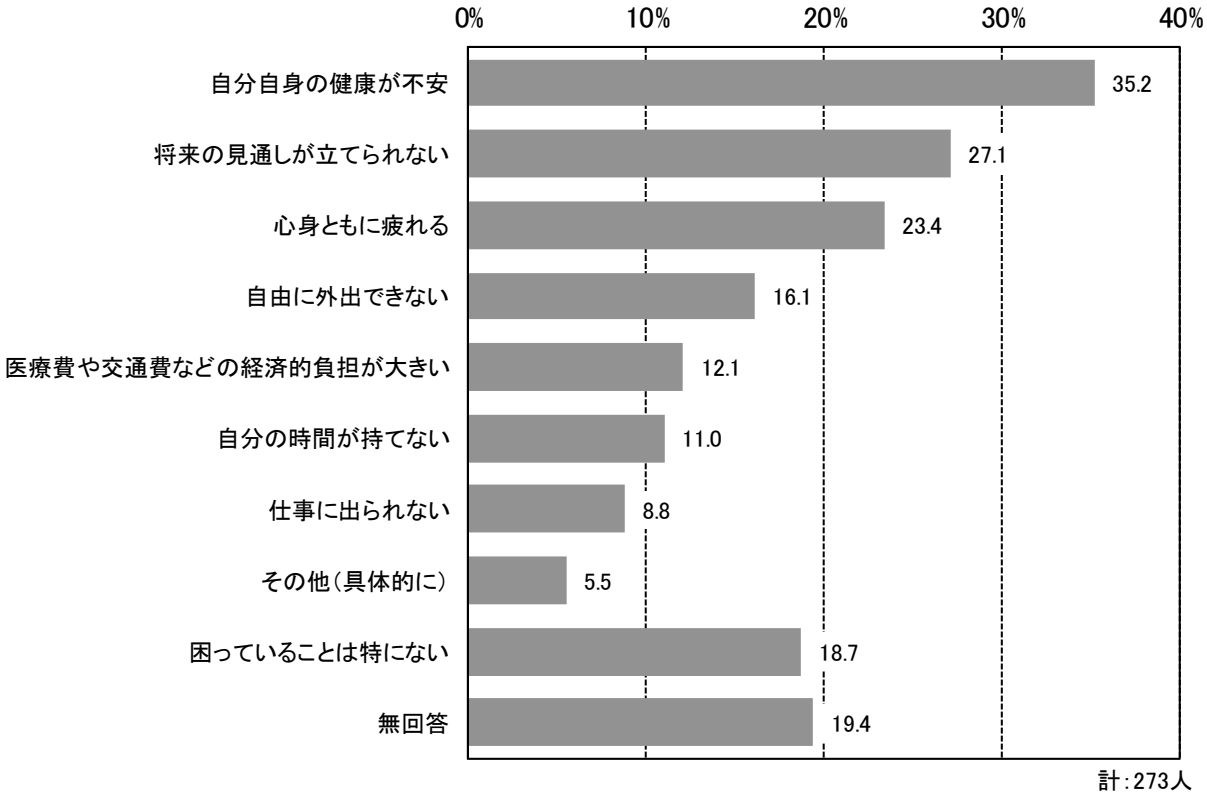

資料：アンケート調査　　平成 28 年度

「将来の見通しが立てられない」と回答した介助者は27.1%となっており、「心身ともに疲れる」との回答も 23.4%あります。障がいのある人やその家族が疲弊し、将来に対する不安感を抱えたまま日々の生活を送っている人が一定数存在することは、大きな課題です。

本町では、福祉課を中心に障がいのある人やその家族からの相談を受け付けていますが、個々のケースに迅速かつ柔軟に対応できるよう、専門性を高めていく必要があります。

また、障がいのある人が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて在宅福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。しかしながら、多くの障がい者は配偶者や親、子ども等、家族や親族に介助を依存している状況にあります。関係機関・団体ヒアリング結果からは、特にグループホームに対するニーズが高いとの声がありました。居住支援を充実するとともに、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、訪問系サービスや短期入所、日中一時支援の充実も図る必要があります。

1　相談支援体制の充実

①身近な相談機会の充実

障がい者諸団体の定期的な集まりの場を活用する等、身近なところで気軽に相談できるよう、障がいのある人個人との人間関係を築くことに努め、必要な情報を的確に提供する機会の充実に努めます。

②相談支援事業の充実

障がい特性を踏まえたケアマネジメント体制を構築し、障がい福祉サービス等の提供に関するコーディネート機能を備えた総合的な相談体制の確立等、相談支援事業の充実を図ります。障がいのある人やその家族、介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

③地域自立支援協議会の運営・充実

障がいのある人の視点に基づく相談支援事業の運営評価や、地域生活支援に資する人材の育成、また不足している社会資源の開発や障がい者施策への反映等を主な目的として、地域資源間の核となる地域自立支援協議会を設立し、ネットワークの構築を図っていくため、同協議会の運営・充実に努めます。

④地域活動支援センターの充実

地域活動支援センターの利用者に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、専門職員を配置し(機能強化事業)、福祉・保健・医療及び関係機関との連携強化のための調整を行い、地域住民による支援ボランティアグループの育成、障がいのある人に対する理解促進のための普及・啓発を図ります。

⑤民生委員・児童委員の相談活動の充実

障がいのある人が身近な地域で気軽に相談することができるよう、民生委員・児童委員による相談活動を支援するとともに、活動の周知を図ります。

⑥身体障害者相談員・知的障害者相談員活動との連携

身近な地域で、障がいのある人やその家族からの相談をはじめ、各種相談窓口や関係機関と連携して問題の解決を図る身体障害者相談員・知的障害者相談員の活動に対して、必要な情報提供を行い、情報共有の下で一層の支援・連携に努め、相談活動の周知及び活動の充実を推進します。

⑦関係機関との連携強化

障がいのある人やその家族を支えるため、福祉・保健・医療・教育・就労等専門的な機関、福祉サービス事業者やその他民間団体と連携し、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

⑧人材の育成

ボランティア等、障がいのある人を支える担い手の養成・確保に努めるとともに、研修や講座等、地域活動への参加を動機づけるための取組を推進します。

また、障がいのある人が自らの体験等を通して相談等を行うピアカウンセラーの養成に努めます。

⑨窓口等における障がい者への配慮

窓口等における障がい者への配慮の徹底を図るため、必要な研修等を実施します。

2　適切な障がい福祉サービスの提供

①在宅福祉サービスの充実

障がいのある人が地域で生活していく上で、様々なニーズに対応したサービスを身近な地域で受けられることが地域での暮らしを支えていくことから、ホームヘルプサービス等、居宅を中心として暮らす障がいのある人への福祉サービスの充実に努めます。

②多様な日中活動の場づくり

障がいのある人が日中を仲間と過ごすための場として、また、生きがいのある生活を送るための場として、障がいの状況や年齢に応じて、地域での日々の生活が送れるよう、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、日中一時支援等、様々な日中活動の場の確保に努めます。

③地域生活支援事業の推進

障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に実施することになる地域生活支援事業について、障がいのある人が、各サービスを利用しつつ、その能力や適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、事業の推進を図ります。

④居住支援サービスの充実

障がいのある人が地域社会の中で日常生活を自立的に営むことができるよう、グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム等の居住支援サービスの充実に努めます。

⑤入所・入院から地域生活への移行に対応した支援体制の充実

自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域移行の進捗に合わせ、必要に応じて居住の場の整備を図ります。

また、地域生活支援の機能を強化するため、相談窓口、支援機関や医療機関等、関係機関や居住支援のための機能を持つ事業所等が連携し、地域の障がい者を支援するための体制整備を検討します。

⑥行政職員における障がい者理解の促進

事業実施にあたり、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする場合に、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行います。

3　ケアマネジメント体制の充実

①ケアマネジメント体制の整備

障がいのある人自身が必要なサービスを選択して利用するために、障がいの程度や健康状態等に応じたサービスの選択等を支援する助言やケアマネジメント体制の整備に努めます。

②サービス利用計画の活用

長期間の入所・入院から地域生活へ移行する人や家族・周囲からの支援が得られないひとり暮らしの人、重度者等の自分で障がい福祉サービスの利用を調整することが難しく計画的な支援を必要とする人等を対象として、十分なケアマネジメントが実施できるよう相談支援（サービス利用計画作成）の活用を促進します。

4　ボランティア活動の育成・支援

①ボランティアの育成支援

ボランティア育成のための講座や研修等の内容の充実を図るとともに、町民が積極的にボランティア活動に参加しやすい機会の拡充や環境の整備に努めます。

②ボランティア活動への支援

ボランティア団体やNPOを育成するため、活動に対する援助を充実するとともに、団体間の情報共有等、交流の機会を提供し、ネットワークの充実を図ります。

５　居住支援の充実

①居住支援の充実

障がいのある人の地域生活を支援し、住宅環境の改善を進めていくために、関連事業者や地域住民等にも理解と協力を求めながら、グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム等の整備・確保に努めます。

②公営住宅の整備・活用

障がいのある人が地域で安心して快適な生活を送れるよう、町営住宅等の公営住宅について、段差・階段等のバリアの解消といった適切な整備を図ります。

２．保健・医療の充実

先天的な障がいには、妊娠期に異常を早期発見し、適切な治療をすることで予防できるものがあります。また、乳幼児期に、発症予防や早期発見して、適切な治療、療育に結び付けることで、基本的な生活能力の向上を図ることができます。

町では、妊婦健診の助成や乳児全戸訪問等により、母子の健康の保持増進に関する支援や子育て環境の見守りを含めた支援をしています。また、4か月児、10 か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、乳幼児健診を実施して、成長・発達の確認や生育に関する課題の早期発見に努め、必要に応じ、療育相談や医療機関の紹介をしています。

後天的な障がいの原因として「脳血管疾患」、「心疾患」によるものや、「糖尿病」に起因する「腎疾患」等、生活習慣病の重症化によるものが増加しています。このため、健康診査、健康相談、訪問指導、健康教育等による生活習慣病の予防対策が重要です。

精神疾患や精神障がいに対する理解は十分とは言い難く、こころの健康について正しい知識を持つことが、発病予防や、初期の段階での気づき、早期の医療機関受診につながります。こころの健康についての普及・啓発の取組と家庭や地域での生活がスムーズにできるよう精神障がいに対する関係機関の連携体制の整備が必要です。

１　疾病等の予防と、早期発見・早期治療

①妊産婦に対する保健事業の充実

妊娠期の異常の早期発見、安全な出産ができるように妊婦健康診査に対する助成やパパママ教室、妊婦に対する相談、訪問指導等の充実に努めます。

②乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

乳幼児健診により乳幼児の成長発達を確認し、必要に応じて訪問指導や育児相談、早期からの療育相談等で、発達を促すような関わりや保護者支援の充実に努めます。また、専門機関を紹介して、疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育を推進します。

③生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進

特定健診と保健指導により生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を図るとともに、若いうちからの予防重視の健康づくり運動を展開し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。

④こころの健康増進や相談支援体制の推進

普及・啓発により、こころの健康に対する理解を深めます。こころの相談窓口開設等、相談しやすい体制整備と、各方面の相談窓口の紹介や、必要に応じ、早期の医療機関の受診を案内する等、治療と生活相談等への支援に努めます。

2　障がい者のための保健・医療・リハビリテーションの充実

①医療及びリハビリテーションの充実

身体障害者手帳の1～2級、療育手帳のA1、A2、精神障害者手帳1級の認定を受けている人が医療機関を受診する際の自己負担分を補助する重度障害者医療費助成事業や自立支援医療制度の利用を促進し、医療費の負担軽減を図ります。

症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や周辺の医療機関との連携により、適切な医療及びリハビリテーションにつなげます。

障がいのある人の生活機能の維持向上により、自立と社会参加が促進されるよう、相談窓口や支援機関、医療機関等、関係機関が連携し生涯を通した支援体制整備に努めます。

②障がい者の保健に関する情報提供と健診の受診勧奨

障がい者の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図るとともに、障がい者にも受診しやすい健診体制の整備に努め、受診を勧めます。

３．教育の充実、文化芸術活動・スポーツ等の振興

発達に課題のある子どもや障がい児の保護者の多くは、様々な不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。しかし、アンケート調査結果から、障がいのあるお子さんのことで誰にも相談していないと回答した人は 17.1%にもなっており、相談していない人の 28.7%は相談したい気持ちがあるにも関わらず相談していない（できない）人であることが分かります。相談したくともできないのは、特に身体障がいのあるお子さんについてその傾向が強いことが分かります。また、相談していない、あるいはできない理由を尋ねたところ、相談するところが分からない、相談しにくい等が挙げられており、相談窓口の周知や気軽に相談できる体制づくりが求められていることが分かります。

図表 20　障がいのあるお子さんのことについて相談したことがあるか

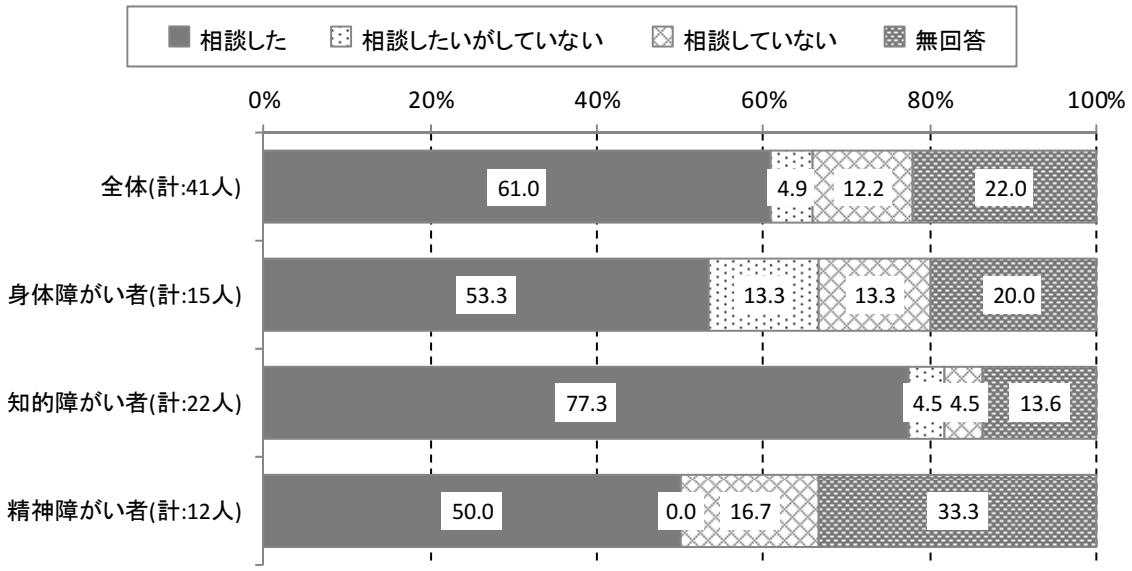

資料：アンケート調査　　平成 28 年度

ノーマライゼーション※の理念からは、障がいのある、なしに関わらず、できる限り共に教育を受けることが本来の姿です。一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできるインクルーシブ教育※システムを推進しなければなりません。

インクルーシブ教育システムの推進にあたっては、障がいのある児童生徒が合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない児童生徒と同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る必要があります。

※ノーマライゼーション：障がいのある、なしに関わらず、普通の生活や権利などが保障された社会を目指す理念のこと。

※インクルーシブ教育：障がいのある、なしに関わらず、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を通常の学級において行う教育。

図表 21　相談していない、できない理由

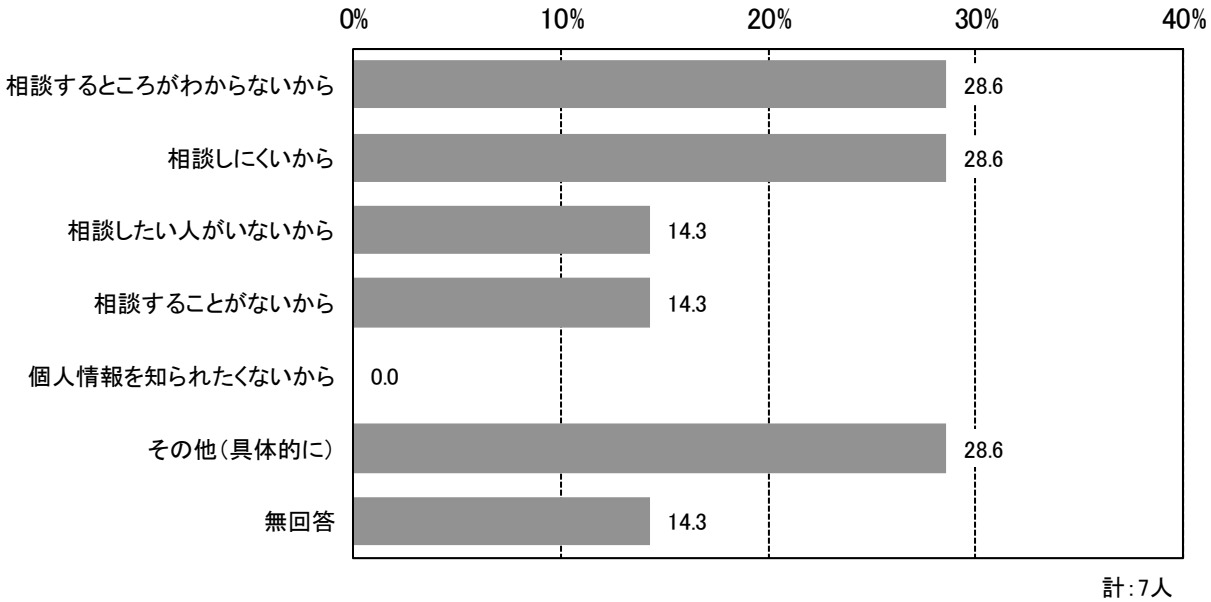

資料：アンケート調査　　平成 28 年度

障がいのある人がスポーツやレクリエーション、文化活動等に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上でも大変重要です。障がい者の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても極めて重要です。障がいの種別、程度に関わらず、誰もが気軽にスポーツや文化活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、障がい者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

1　療育、教育相談、教育支援体制の充実

①地域教育の推進

障がいのある子どもを地域全体で見守り、育てていくことのできる環境づくりを進めるために、地域住民の意識の醸成に努めます。

②教育体制の充実

障がいのある児童・生徒一人ひとりの発達に即した特別支援教育体制の拡充に努め、自立、社会参加できる能力の育成を推進します。

また、教職員の専門知識・理解の向上を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

③就学相談・進路指導の充実

就学・就労等に関する高等教育機関や施設・機関等との連携を強化し、本人の意向や能力、障がいの状況等を踏まえ、一人ひとりに応じた生涯自立生計ができるための適切な進路が選択できるよう、進路指導の充実に努めます。

④障がい児保育及び教育の場の確保

障がいのある子どもの円滑な保育所入所に努め、障がい児保育の充実を図ります。また、幼稚園・小・中学校については、障がいのある子どもの受け入れのための施設設備の改善に努めるとともに県立特別支援学校等との連携に努めます。

⑤一時預かり体制の充実

親や家族の急な用事により子どもの世話ができなくなった場合に、日中一時支援事業等の活用により、障がいのある子どもを一時的に預けることができる場の確保に努めます。

⑥特別支援教育の推進

普通学級に在籍する、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の発達障がいにより特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して、適切な指導や支援が行えるよう関係機関と連携し、特別支援教育体制の整備に努めます。

2　インクルーシブ教育システムの構築

①教育支援体制の充実

障がいのある子ども一人ひとりの実態に即した就学となるよう、多様な教育相談に対応できる体制を整え、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら、適切な教育支援を行います。

②個々の特性とライフステージに応じた療育・教育支援の実践

障がいのある子ども一人ひとりの状態と乳幼児期から入学や進学、卒業等のライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関において円滑な情報共有を図ります。

③教育環境の整備

障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の提供を検討するとともに、情報通信技術の発展等も踏まえつつ、個々のニーズに応じた支援機器の整備推進に努めます。

また、障がい児の就学機会を拡充し、児童生徒が安心して楽しく学校生活が送れるよう、可能な限り学校の建物や設備を個々の状態に配慮したものとなるよう改善していくとともに、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進します。

3　スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

①スポーツ・文化活動の充実

スポーツイベント、生涯学習教室・講習会といった文化活動等について、障がいのある人も気軽に参加できるよう各種活動の普及・充実に努めます。また、開催にあたっては、広報誌等で開催情報を広く発信するよう努めます。

②施設の利用促進

障がいのある人がスポーツ・文化活動に参加しやすいよう、段差の解消や身体障がい者用トイレの設置等、障がいのある人の利用に適した施設の整備・充実を推進します。

４．雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、また、障がい者自身の生きがいにもなります。

アンケート調査結果をみると、現在就労している障がい者の割合は 44.5%（現在通園・通学している人と無回答を除外して算出）となっています。障がい種別にみると、身体障がい者が 39.7%、知的障がい者が 68.1%、精神障がい者が 40.5%となっており、知的障がい者の就労割合が高くなっています。

図表 22　就労状況

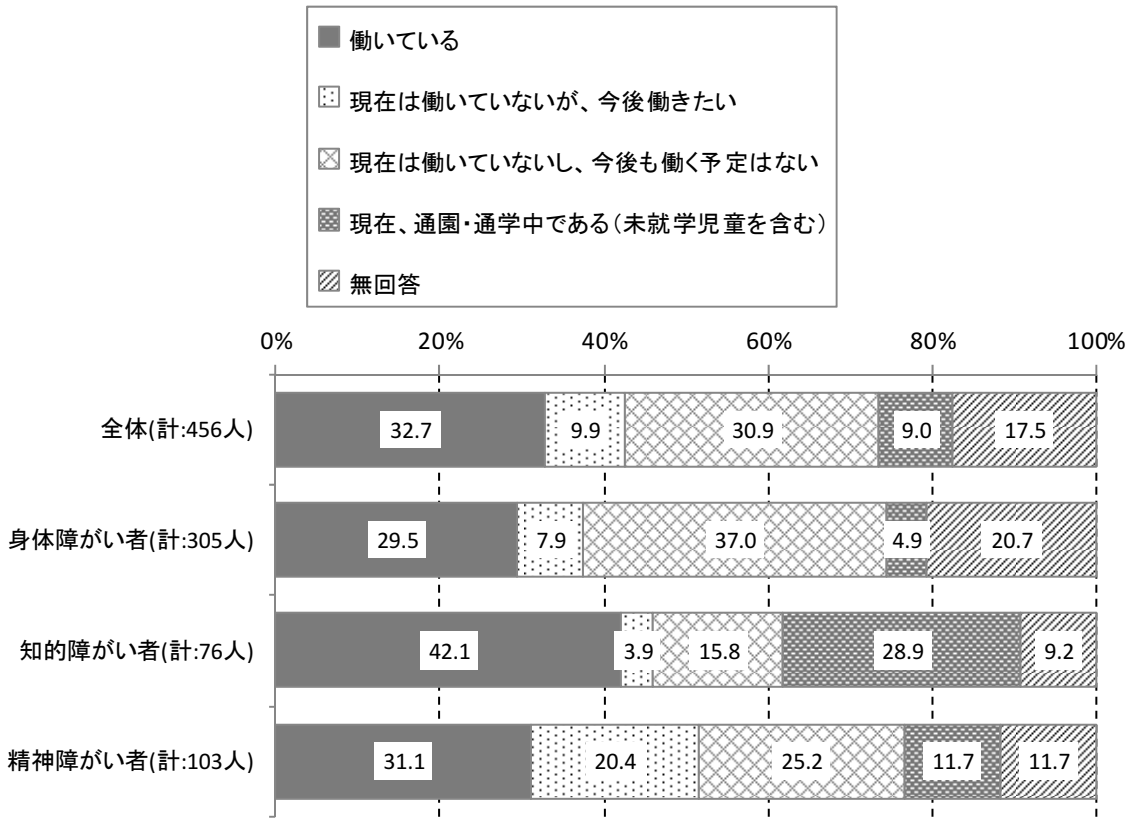

資料：アンケート調査　　平成 28 年度

しかし、知的障がい者は正社員で就労している割合が 6.3%に過ぎず、過半数（56.3%）が作業所等のいわゆる福祉的就労であることが分かります。

福祉的就労は、民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、訓練を受ける場、働く場として、また一般的就労が困難な障がい者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として重要な役割を担っています。一方で、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低いという課題もあります。

図表 23　就業形態

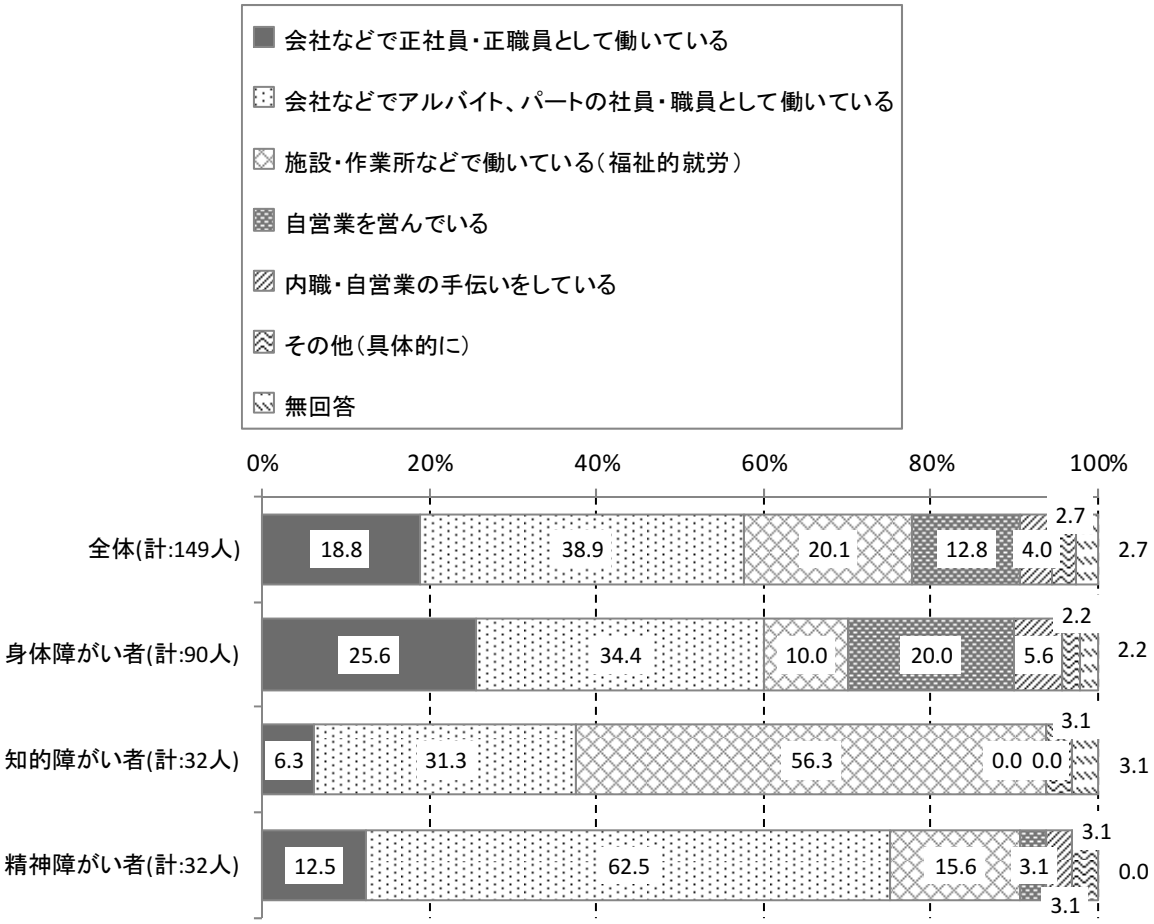

資料：アンケート調査　　平成 28 年度

現在就労していない人のうち、就労意欲がある人の割合は 24.3%となっていますが、障がい種別により顕著な差がみられ、精神障がい者では 44.7%とほぼ半数が就労に意欲を持っていることが分かります。

仕事のことで悩んでいることや困っていることで1番多く挙げられているのが収入の少なさに関することですが、職場でのコミュニケーションや休みの取りづらさ等、障がいを理由とした様々な障壁に悩む実態が浮かび上がっています。障がい者の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件の多様化を図るとともに、周囲や企業が障がい者を理解する必要があります。働く意欲と能力のある障がい者がごく普通に働ける社会をつくるために、社会全体で障がい者に適した仕事や労働環境づくりを工夫しようとする意識を高めていく必要があります。

図表 24　仕事のことで悩んでいることや困っていること

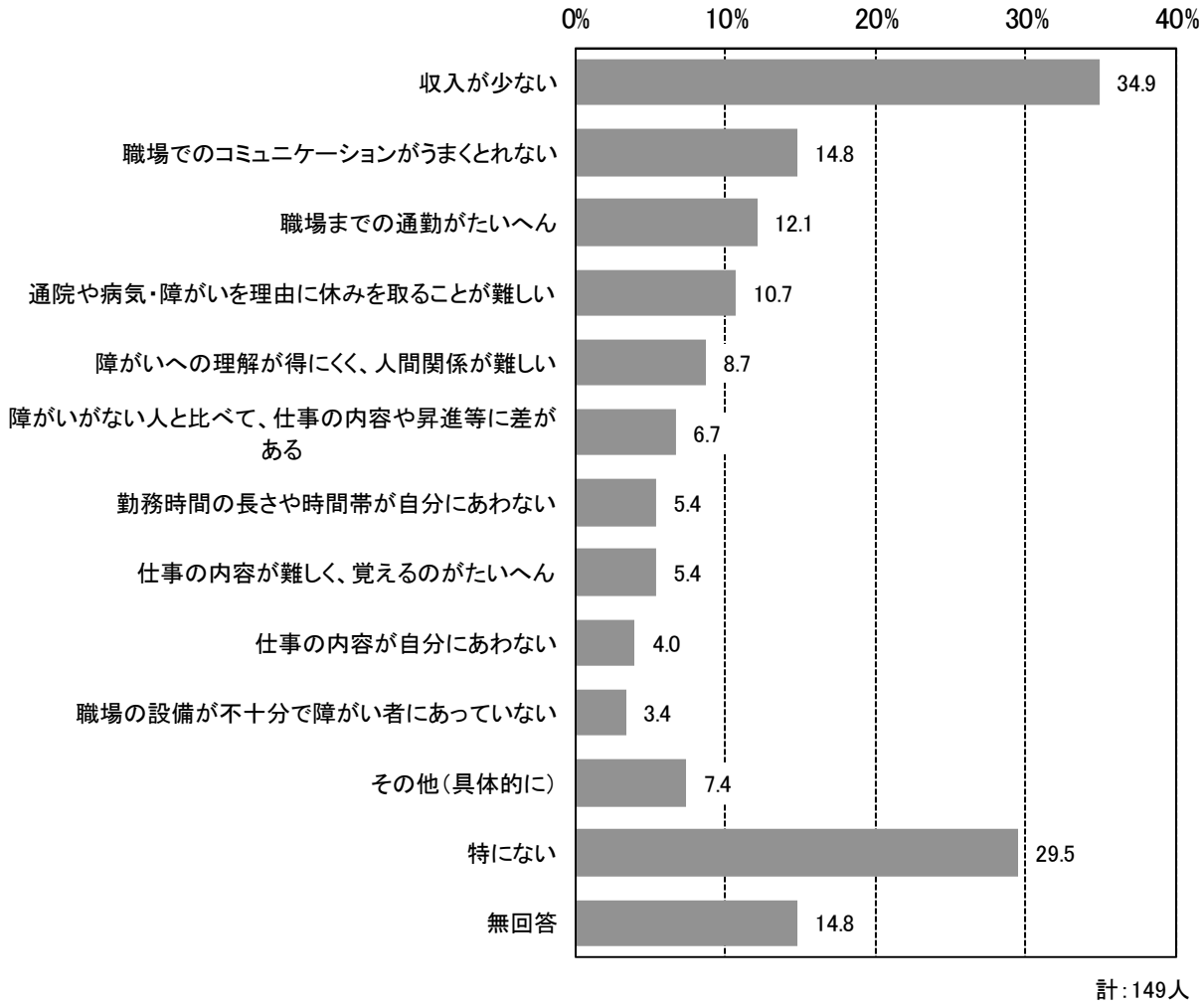

資料：アンケート調査　　平成 28 年度

1　障がい者のための総合的な就労支援

①相談・助言体制の充実

公共職業安定所等との連携を図り、就労支援から就労後のフォローまで一貫した、適切な相談・助言体制の充実を図ります。

②各種助成制度の普及・啓発

公共職業安定所等との連携のもと、企業や事業主に対して、各種助成制度の周知及び活用の促進を図り、障がい者雇用に係る情報提供及び助言に努めます。

③福祉的就労の充実

一般就労は困難ではあるものの、就労を希望する障がいのある人が、それぞれの障がいの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援及び地域活動支援センター等を活用した福祉的就労に対する支援を行います。

2　障がい者雇用に対する理解の促進

①障がい福祉サービスによる就労支援の推進

一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、一般企業への雇用移行を支援する就労移行支援を推進し、個々の希望や特性に応じた職場探しを支援します。

②雇用機会の提供

本人の特性に応じた職域の開発や就労実習の場を拡大するため、公共職業安定所等との連携を図り、障がいのある人の試行雇用に関する取組の実施を促進するとともに、ジョブコーチ制度等を活用し、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。また、地元企業との連携や、公共事業における雇用、就労につながる場の提供等、幅広く就労機会の創出に努めます。

③事業主等への啓発・広報

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成・支援制度等の啓発・広報に努めるとともに、障害者トライアル雇用や短時間就労等、障がい者が自らの状況に応じた多様な働き方ができるよう、事業主等の理解を求めていきます。

また、職場でのコミュニケーション等に不安のある精神障がい者、発達障がい者の雇用促進のために、障がいの正しい理解を促進するための啓発・広報を行います。

3　経済的自立の支援

①経済的負担の軽減

障がいのある人に対する税制上の優遇措置や医療・移動・交通に係る各種助成制度の周知に努め、経済的負担の軽減に努めます。

②各種手当の周知

特別障害者手当や障害児福祉手当、特別児童扶養手当等、各種手当に関する周知に努め、適切な給付の実施を図ります。

５．安全・安心な暮らしが実感できる生活の確保

近年、全国各地で地震や集中豪雨による土砂災害、河川決壊等の大規模災害により、多くの尊い命や財産が失われています。また、その中でも大規模災害において、特に配慮が必要な高齢者や障がい者の多くが困難に直面しています。

アンケート調査結果を見ると、火事や地震等の災害時に一人で避難できないと回答した人の割合は約３人に１人（32.9％）となっており、また、知的障がい者においては6割以上（64.5％）が一人で避難できないと回答していることが分かります。

さらに、災害時の避難先を「知らない」と回答した障がい者は全体のほぼ半数（44.7％）を占めており、災害時の備えをしている障がい者の割合も 17.8％に留まっています。

災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、災害時避難行動要支援者の把握に努め、民生委員・児童委員や地域の協力を得ながら個別の避難支援計画の策定を進める必要があります。さらに、災害時における町民の、自助・共助の意識高揚のため、行政区等による自主防災組織の組織率の向上や、組織の育成にも取り組む必要があります。

障がい者を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障がい者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めることも必要ですが、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、防犯教室等における犯罪類型に応じた防犯指導や、あらゆる広報媒体を活用した啓発広報活動を推進し、防犯知識の普及を図るとともに、障がいのため判断能力が不十分な方が消費者被害等の犯罪にあわないように、警察署や消費者センターとの情報交換や地域住民による防犯活動を推進し、犯罪の予防に努めなければなりません。

図表 25　災害時に一人で避難できるか

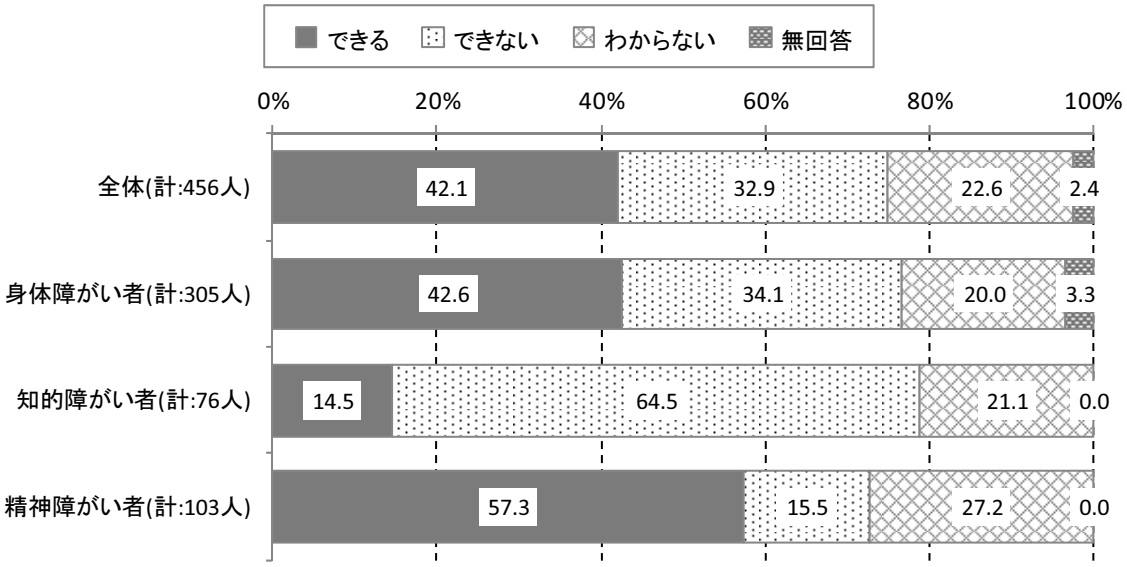

資料：アンケート調査　　平成 28 年度

図表 26　災害時の避難先を知っているか

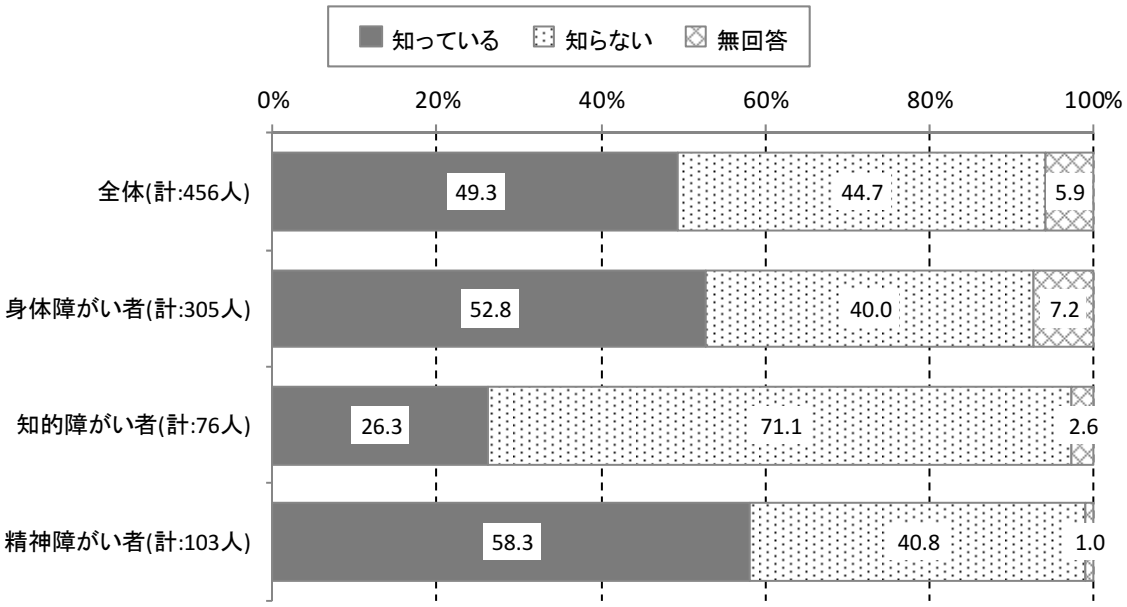

資料：アンケート調査　　平成 28 年度

図表 27　災害に備えて準備をしているか

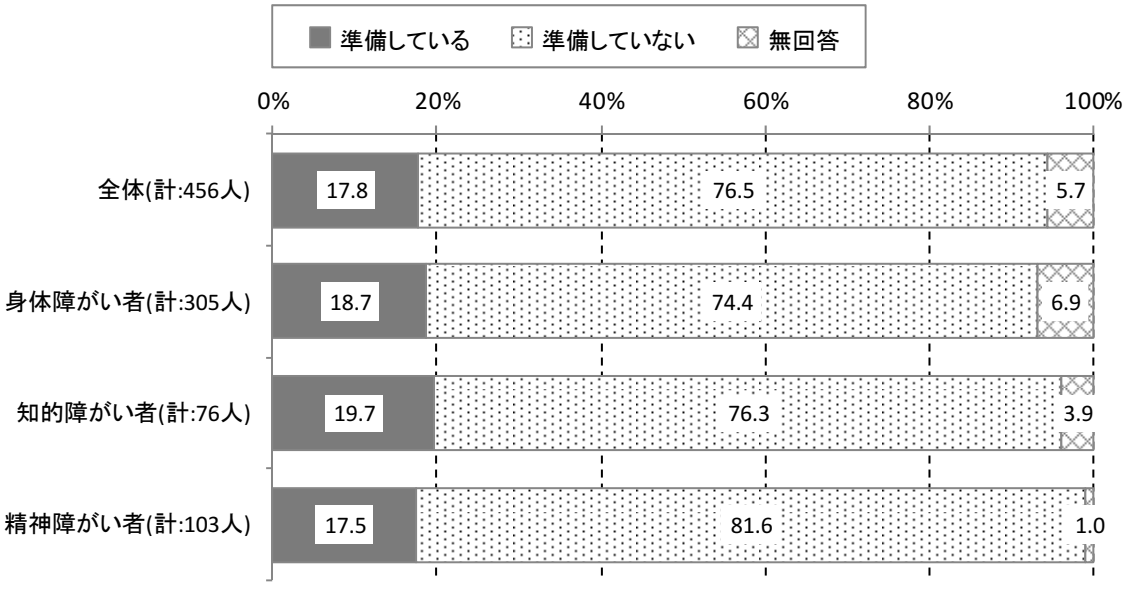

資料：アンケート調査　　平成 28 年度

1　障がい者に配慮した防災・防犯対策の推進

①防犯対策の推進

障がいのある人が犯罪等の被害にあわないよう、適切な情報提供を行うとともに、防犯意識の啓発を図ります。また、地域から犯罪をなくすために、ボランティアによる登下校時のパトロール等、地域における見守り活動を促進するとともに、地域住民の協力や見守りにより、防犯体制づくりを進めます。

「メール110番」、「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応します。

②防災対策の推進

民生委員・児童委員を中心に、災害時の安否確認や避難対応、情報伝達を迅速に行えるよう、障がいのある人の把握を進めます。また、住民による自主防災組織を育成強化し、障がいのある人等の状況把握や連絡体制の確立に努めるとともに、ボランティア、NPO、関係団体、関係機関と連携を図り、災害等の発生時に迅速な対応ができるよう取り組みます。

③平時からの備えと災害の基礎知識の啓発・広報

平時から広報誌やホームページ、ハザードマップ等の広報媒体や防災行政無線戸別受信機による呼びかけを通じ、災害情報について必要な広報を行います。

また、関係機関と連携した防災訓練（住民避難訓練）の実施や防災研究会等を開催し、防災の基礎知識等、平時からの災害の備えと避難行動のあり方等、町民の防災意識の向上に向けた取組を強化します。

④福祉避難所の整備推進

大規模災害が発生し、避難が長期化した場合は、高齢者や障がい者が安心して避難生活を送れるよう、コスモスプラザ「敬老館」、めくばーる「めくばり館」、菊池園（災害時応援協定締結）の町内3か所に福祉避難所を設置します。災害が発生した場合には、開設時期や避難方法等の周知を図り、福祉避難所を開設します。

⑤避難行動要支援者名簿の作成と関係機関との連携

避難行動要支援者名簿の整備を強化し、情報の更新や修正等を随時行うとともに、その名簿情報を警察、消防、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等と情報共有を行い、地域全体で見守る連携体制の構築に努めます。

図表 28　避難行動要支援者名簿整備事業について

筑前町 福祉・防災カード

氏名	チクゼン タロウ 筑前 太郎	性別	男	生年月日	昭和40年1月1日 年齢（ 99 ）
住所	筑前町久光○○番地			電話番号	0946-00-0000
				携帯電話	090-0000-0000
血液型	A	健康保険	後期高齢者保険	世帯分類	独居高齢者
行政区	久光	避難場所	三輪中学校		

緊急時連絡先	電話番号 / 携帯電話	住所	続柄
チクゼン イチロウ 筑前 一郎	092-000-0000 / 090-000-0000	福岡市博多区○○番地	長男
チクゼン ハナコ 筑前 花子	0946-00-0000 / 090-000-0000	朝倉市○○番地	長女

協力員	電話番号 / 携帯電話	住所	備考
ヒサミツ イチロウ 久光 一部	0946-00-0000 / 090-000-0000	筑前町久光○○番地	
キョウリョク ジロウ 協力 一部	0946-00-0000 / 090-000-0000	筑前町久光○○番地	

民生委員	電話番号 / 携帯電話	住所	備考
ミンセイ タロウ 民生 太郎	0946-00-0000 / 090-000-0000	筑前町久光○○番地	

かかりつけ医院	電話番号	備考
○○病院		

公共機関等の電話番号			
役場（環境防災課）	42-6609	消防車・救急車	119
役場（福祉課）	24-8763	警察署	110
地域包括支援センター	22-0171		
社会福祉協議会	42-4555		

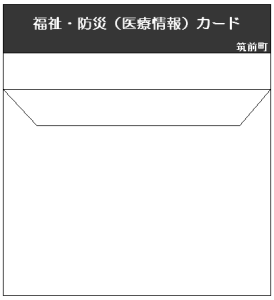

在宅の高齢者や障がいのある人等で災害時等に支援が必要な方（避難行動要支援者）に対する災害情報の提供や避難等が素早く行える体制づくりを目的とし、避難行動要支援者の所在や日頃の状況を把握するために「避難行動要支援者名簿（旧：要援護者ネットワーク台帳）」の登録を行なっています。

また、緊急時に備え、「筑前町福祉・防災カード」を作成し、冷蔵庫に貼り付けられるケースに入れて避難行動要支援者名簿に登録された人に配付しています。

2　消費者としての障がい者の保護の推進

①消費者トラブルの防止

障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、広報誌やパンフレット等を用いて、悪質商法等についての情報提供を行うほか、障がい者の権利を守るための成年後見制度の案内を併せて行います。また、消費生活センター・福祉関係部署で、障がい者や高齢者の消費者問題に連携して対応していきます。

3　バリアフリー化・ユニバーサルデザイン※の推進

①ユニバーサルデザインの普及・啓発

誰もが暮らしやすいまちづくりを実現するために、建築物や公園、道路、公共設備、住宅等の設置者や建築技術者はもとより、町民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方に関する普及・啓発を図ります。

②公共施設・設備の整備・改善

公共施設や設備について、障がいのある人も安心して利用できるよう、身体障がい者用トイレ、エレベーター、スロープ等の設置・改善や段差の解消等を図り、バリアフリー化を推進します。また、公共施設を新規に設置する際には、障がいのある人の意見を聞く機会を設けるよう努めます。

③道路環境の整備・改善

町内の道路環境の状況について、チェックリスト等の活用による把握・確認を検討するとともに、安全な歩行空間が確保できるよう、歩道の設置、拡幅や段差・傾斜の解消、誘導ラインや点字ブロックの設置等、幹線道路を中心とする計画的な道路環境の改善を推進します。

また、道路標識や案内板の改良、音響式信号機の設置等、設備の改善についても関係機関と協議しながら推進します。

④身体障がい者用駐車場の確保

身体障がい者用駐車場について、多くの人が利用する場所や施設等を中心に、十分な確保と適切な利用の促進を図ります。

⑤「ふくおか・まごころ駐車場制度」の普及促進

車の乗り降りや移動に配慮の必要な障がい者が、公共施設、店舗等の障がい者用駐車場等に車をとめ、安全かつ安心に利用できるように支援する「ふくおか・まごころ駐車場制度」の周知を行います。

※ユニバーサルデザイン：障がいのある、なしや差異、能力の如何等を問わず利用できる施設や製品、情報の設計のこと。

６．情報化の促進とコミュニケーションの支援

福祉制度や生活に関する様々な情報を、必要なときに入手できるような情報提供の仕組みが必要です。情報提供にあたっては、視覚障がい者や聴覚障がい者に対する配慮が必要なことは言うまでもありませんが、あらゆる障がいに配慮した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がいのある人の自立と社会参加を支援することが重要です。

町では、広報誌やホームページによってサービス等の周知を図っていますが、障害者自立支援法の施行以降、度重なる制度変更もあって、障がい者とその家族にその内容が十分に伝わっていないおそれもあります。

アンケート調査結果をみると、町が実施する福祉施策に関する情報の入手方法として最も回答割合が高かったのは広報誌やホームページであり、37.7％となっていますが、それぞれの障がいによって情報収集の方法、情報の伝わりやすさが異なることに配慮し、情報発信においても関係機関との連携が必要と考えられます。

携帯電話やメール、インターネットの利用率は全体では 61.8％であり、ほぼ6割が利用していることが分かります。特に精神障がい者の利用率が高い（71.9％）ことが分かります。

情報通信技術の急速な進展は、日常生活に飛躍的な利便性をもたらす一方で、情報機器の利用機会及び活用能力による格差という新たな問題を発生させました。行動の制約を伴う障がい者にとって、ホームページや電子メールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから、障がいによる利用機会等の格差が生じないよう配慮し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

今後、インターネット等の利用啓発も含め、障がい者が十分にその恩恵を実感できる生活の実現を図る必要があります。

図表 29　携帯電話やメール、インターネットの使用状況

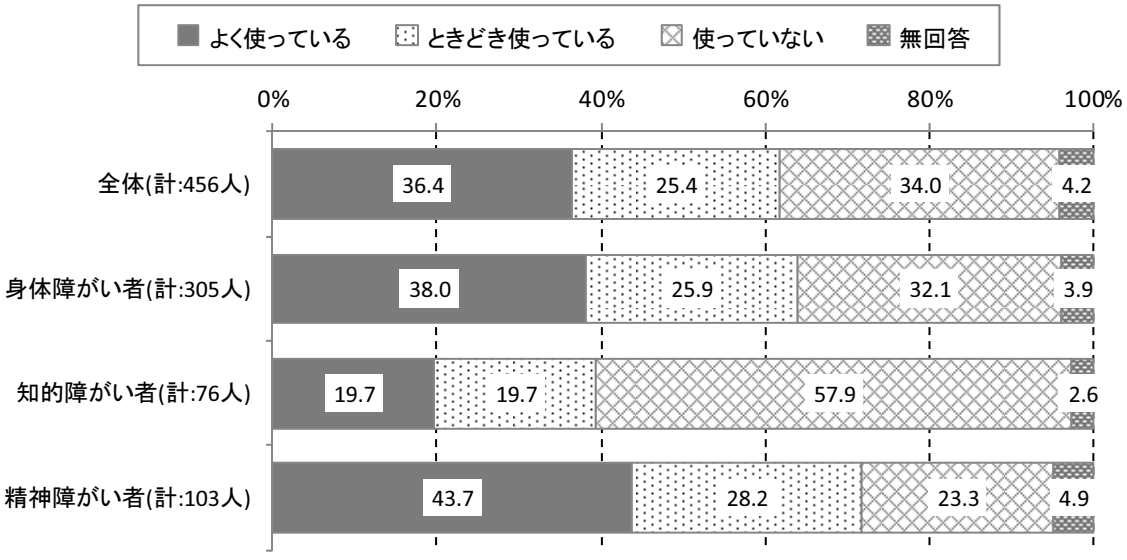

資料：アンケート調査　　平成 28 年度

図表 30　町が実施する福祉施策について何で知るか

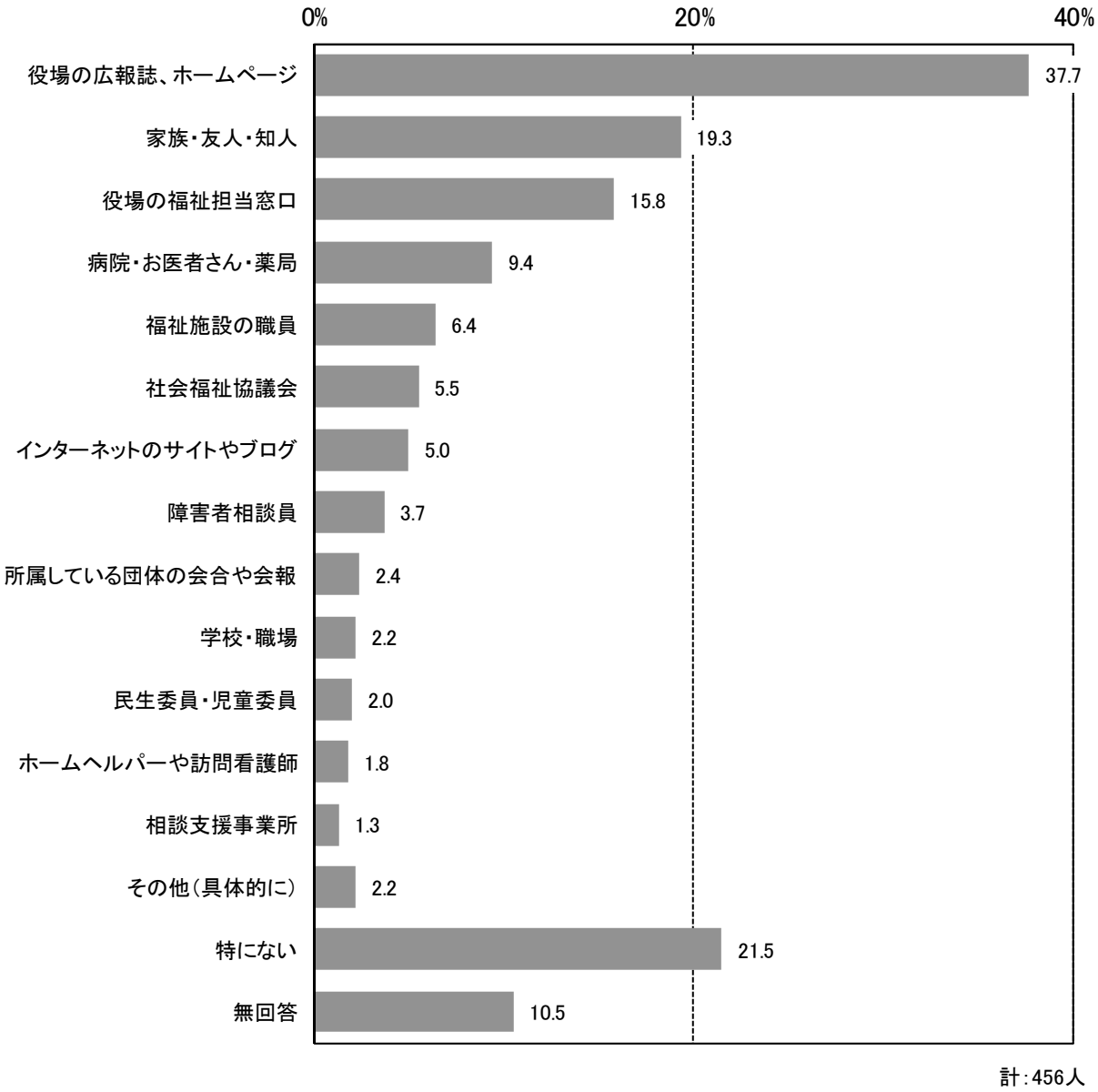

資料：アンケート調査　　平成 28 年度

障がい者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させるとともに、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実を図る必要があります。移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障がい者の自立にもつながります。

1　情報提供の充実

①広報媒体を活用した情報提供

広報誌やホームページ等を活用し、各種サービスの内容・利用方法や制度の情報等の提供の充実に努めます。また、必要な情報が障がいのある人やその家族に的確に伝わるよう、わかりやすいホームページやパンフレット等の作成を推進します。

②説明会や研修会の実施

特別支援学校や施設・事業所等の関係機関との協働により説明会や研修会を開催し、各種サービスの内容・利用方法や制度、関係機関の紹介等の情報提供の充実に努めます。

2　交流・ふれあいの場の充実

①地域における交流機会の充実

地域のイベント・行事等の開催にあたっては、障がいの有無に関係なく気軽に参加できるよう工夫に努め、相互交流を促進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。また、障がいのある人たちの集まりに地域住民が参加していけるような仕組みづくりについても取り組んでいきます。

②ふれあいの場の充実

障がいのある人と地域住民の日常的な関わり合いの中で、一人ひとりの生活状況に応じた交流ができるよう機会の充実に努めます。

③障がい者諸団体の活動支援

障がい者諸団体の各種活動の活性化及び支援の充実に努めます。

3　外出・移動支援の充実

①外出支援サービスの充実

障がいのある人の外出や移動の利便性を高めるため、移動支援や行動援護といった外出支援サービスの充実に努めます。

②聴覚及び音声・言語機能障がいのある人への外出支援

手話奉仕員・要約筆記奉仕員、手話ボランティア等の手話や点訳、朗読といったコミュニケーション支援事業を充実させていくとともに、人材の養成・確保を図り、聴覚及び音声・言語機能障がいのある人の外出や社会参加の支援を行います。

③公共交通機関等の利便性の確保

身体障がいや知的障がいのある人等が公共交通機関を使う場合の運賃や料金の割引について、これらの制度の周知を図ります。また、町内を運行する民間バス事業者や鉄道に対して、低床バスの導入やバス停・駅等のバリアフリー化、点字案内板等の設置を働きかけ、障がいのある人の移動の円滑化を図ります。

④移動支援サービスの利便性の確保

地域巡回バス等の移送車輌の利用について、その種類や運行ルート、停車場所、便数について改善を推進するとともに、福祉タクシー※やタクシー運賃割引制度※等の便宜を図ることで、障がいのある人の移動手段について、利便性の確保に努めます。

※福祉タクシー：在宅（自宅）で生活する重度障がい者に対し、その者が利用するタクシーの乗車運賃の一部を助成することにより、社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とした制度です。年間 48 枚（月4枚）の割引券を交付し、タクシーの初乗り基本料金を助成します。

※タクシー運賃割引制度：身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人が、タクシーの乗車に際し、運転手へ手帳を提示して、運賃の割引を受ける制度。割引額は、メーター表示額の1割。

７．差別の解消及び権利擁護の推進

アンケート調査結果では、どのような機会に障がい者への差別や偏見があると感じるかと尋ねたところ、「特に感じない」と回答した人は 33.6％に留まり、障がい者のほぼ半数(48.6％)は何らかの差別や偏見を感じていると回答しています。具体的な差別の内容として、「仕事や収入」を挙げた人が最も多く、21.5％、次いで、「まちかどでの人の視線」(16.9％)、「交通機関や施設の整備」(14.7％)等が挙げられています。

また、障がい者に対する町民の理解について、「あまり深まっていない」「まったく深まっていない」と回答した人の割合は 23.7％になっています。

図表 31　どのような機会に、障がい者への差別や偏見があると感じるか

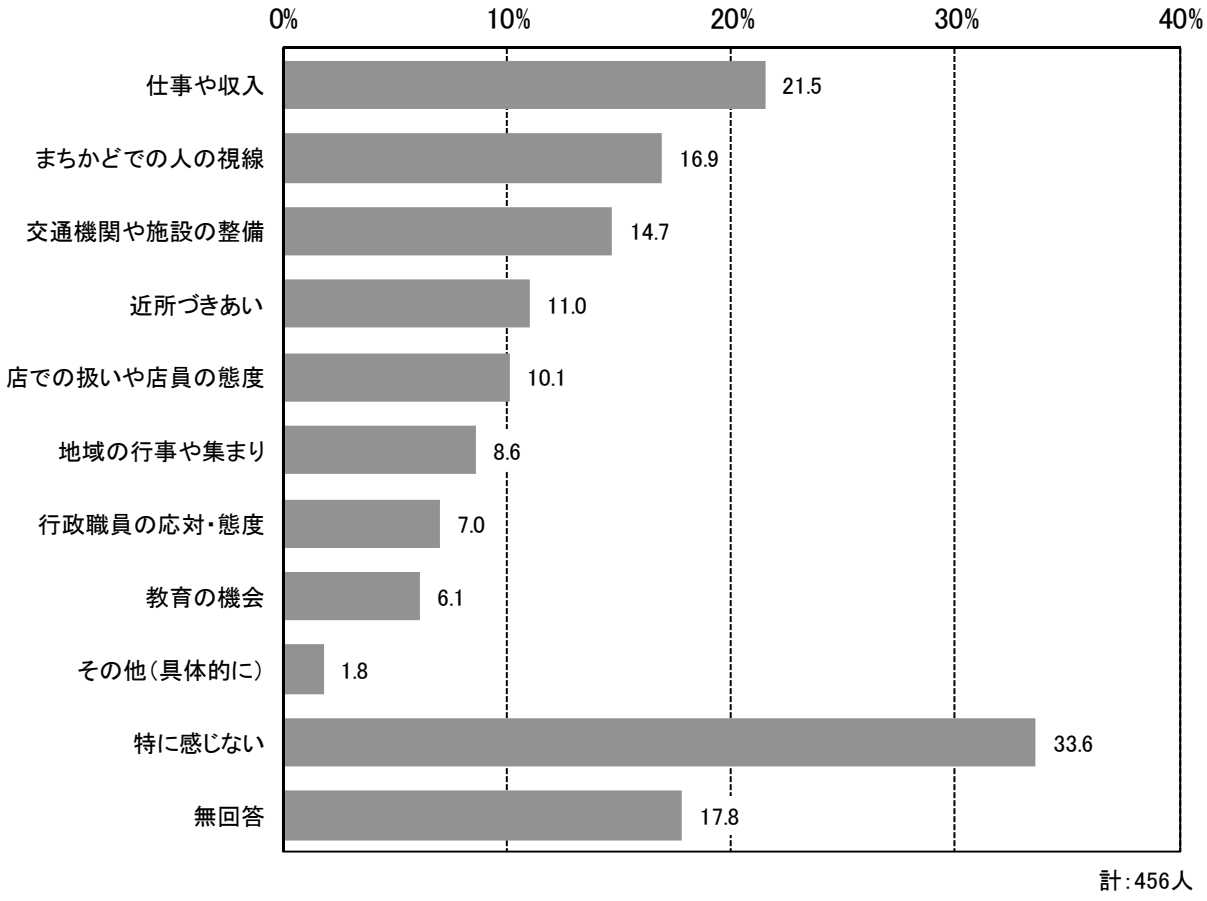

資料：アンケート調査　　平成 28 年度

図表 32　障がい者に対する町民の理解について

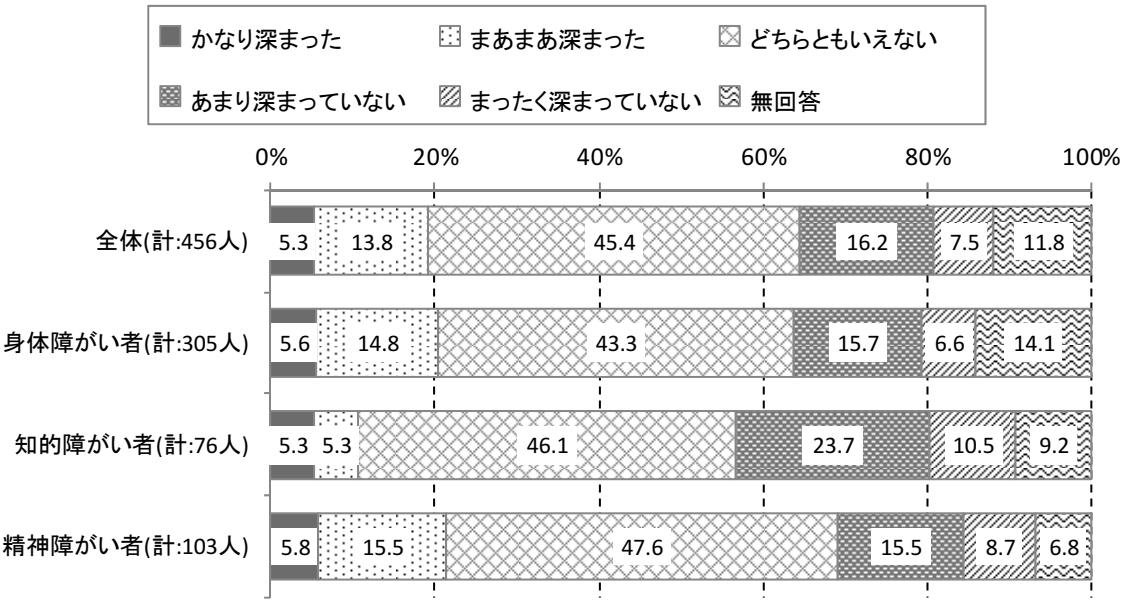

資料：アンケート調査　　平成 28 年度

判断能力やコミュニケーション能力に障がいのある知的障がい者、精神障がい者は、財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産等を守る取組が必要です。成年後見制度や日常生活自立支援事業等、権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークに取り組むことが必要です。

1　啓発・広報活動の推進

①広報媒体を活用した理解・啓発の推進

広報誌やホームページ、パンフレット等を活用して、障がいに関する啓発活動を継続的に進めていくことにより、障がいのある人を取り巻く諸問題について、全町的に広く議論していくことのできる環境づくりに努め、意識の醸成を図ります。

②障害者週間・人権週間における啓発・広報活動の実施

「障害者週間」(12 月 3 日から 12 月 9 日)や「人権週間」(12 月 4 日から 12 月 10 日)等において、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、啓発事業や講演会の開催等で障害者総合支援法の周知に努める等、広く啓発・広報活動に取り組みます。

２　人権教育・福祉学習や交流学習の推進

①学校における福祉教育の充実

子どもの頃から福祉に対する理解を深め、障がいや障がいのある人に対する正しい知識を持つことができるよう、小・中学校における総合学習の時間やクラブ活動、各種行事等を活用しながら福祉教育を推進します。

②各種講座・学習会の開催

障がいに関する講座や学習会等を通じて、多様な学習メニューを整備し、地域住民に対する福祉教育の浸透を図ります。

３　障がいを理由とする差別解消の推進

①障がい者差別解消の推進

国や県と連携し、障がい者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

②障がい者優先調達の推進による障がい者に対する理解の促進

障がい者施設等から物品等の優先調達の推進により、障がい者に対する理解の促進を図ります。

４　権利擁護の推進

①成年後見制度の充実

判断能力が不十分な知的障がいや精神障がいのある人等の権利や財産を守り、その生活を支援することができるよう、成年後見制度の普及・啓発を図ります。

第４章　計画の推進体制

第４章　計画の推進体制

１．関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっています。そのため、福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら計画を推進していきます。

計画の実施に当たっては、当事者、障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろんのこと、施設の広域利用等、近隣自治体との連携を図りながら十分なサービス提供に努めます。

障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

２．計画の進捗管理

本計画の推進に当たっては、福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて計画の進捗状況の把握、点検、評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

資料編

資料編

１．筑前町障害者福祉推進計画策定委員会設置要綱

平成28年３月25日告示第36号

（設置）

第１条　この要綱は、障害者基本法に基づく「障害者計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく「障害福祉計画」（以下これらを「計画」という。）の策定するため、筑前町障がい者福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　計画の策定に関すること。

（２）　その他計画に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる者で構成する。

（１）　障害者の団体関係者

（２）　障害者福祉に関する事業に従事する者で、法第89条の３に基づく筑前町障害者等自立支援協議会が推薦するもの

（３）　医療及び保健関係者

（４）　福岡県（福祉関係事務所職員）

（５）　筑前町社会福祉協議会職員

（６）　前各号に定める者のほか、町長が必要と認める者

（庶務）

第４条　委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（報酬及び費用弁償）

第５条　委員の報酬及び費用弁償は、筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年筑前町条例第39号）により支給する。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（筑前町障害福祉計画策定委員会設置要綱の廃止）

２　筑前町障害福祉計画策定委員会設置要綱（平成18年７月筑前町告示第67号）は、廃止する。

２．筑前町障害者福祉推進計画策定委員会委員名簿

所属	氏　　名	備考
障がい者相談員	清武　廣己	障がい者団体関係者
障がい者相談員	倉掛　敬子	障がい者団体関係者
第二野の花学園	堤　　正直	障がい者福祉支援事業所
ほっとスペースあさくら	石井　邦佳	障がい者福祉支援事業所
菊池園	酒井　和憲	障がい者福祉支援事業所
朝倉記念病院	土屋　　綾	医療及び保健関係者
福岡県北筑後保健福祉環境事務所	北島　雅弘	福岡県
筑前町社会福祉協議会	鎌田　洋美	筑前町社会福祉協議会

筑 前 町 障 が い 者 計 画

平成２９年 ３月

編集・発行　筑前町 福祉課
〒838-0802　福岡県朝倉郡筑前町久光 951-1
電話：(0946) 23-8490　ＦＡＸ：(0946) 24-8751
http://www.town.chikuzen.fukuoka.jp/